

金属関係の事業主のみなさまへ

金属事業企業年金のご案内

金属事業企業年金は、金物製品、鋳螺製品、非鉄金属製品、鉄鋼・鉄鋼二次製品等の製造または販売を主たる業とする事業所で設立された企業年金制度です。

企業年金制度の加入によって、事業主の負担する掛金は全額損金算入となるため内部留保による自社の資産運用より税制面で有利となるほか、退職給付債務に関する負債認識が不要という企業会計上のメリットも享受できます。また、従業員の老後の所得保障や福利厚生を充実することで企業のイメージがアップし人材確保にもつながります。

企業年金制度を未実施もしくは福利厚生の充実をお考えの事業主さまには当企業年金制度への加入をご検討ください。

制度内容、加入手続きについては、下記にお問合せください。

金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階

TEL 03-5829-4950 FAX 03-5829-6872

ホームページ <http://www.kinzoku-pf.or.jp>

金属事業企業年金の制度概要

	確定給付企業年金 (DB)		ご留意事項
制度名称	金属事業企業年金		
予定利率	2.0%		
給付利率	2.0%		
加入者	いずれかを選択	事業所に使用される60歳未満の厚生年金被保険者 【加入上限60歳未満選択事業所】 事業所に使用される65歳未満の厚生年金被保険者 【加入上限65歳未満選択事業所】	・適用範囲を限定することも可能です。 (例: 嘱託・パートを除く社員等)
掛金	いずれかを選択	定額口数制 (1500円×口数) 加入者全員一律同口数 変額口数制 勤続年数等に応じた口数設定	・口数は事業主が任意に設定できます。 ・増口及び一定要件の下で減口ができます。 ・勤続年数等に応じた変額口数制を選択する場合には、退職手当金支給規程等の写しをご提出いただきます。
加入待期間	いずれかを選択	なし 3年	・加入待期間なしを選択した場合は、入社と同時に資格取得届を提出いただきます。 ・加入待期間3年を選択した場合は、入社から3年経過した時点で資格取得届を提出いただきます。
資格取得	入社日 (加入待期間の設定事業所においては入社日から3年を経過した日)		
資格喪失	加入上限60歳未満選択事業所 60歳 または 退職時 加入上限65歳未満選択事業所 65歳 または 退職時		
給付	掛金累計+2.0%の利息累計が給付原資		
支給要件	年金: 加入期間10年以上 一時金: 加入期間10年未満		
支給開始	年金	60歳未満で資格喪失した方 60歳 60歳以上で資格喪失した方 資格喪失したとき	・本人の申し出により、加入上限60歳未満選択事業所の受給権者にあつては最長65歳まで、加入上限65歳未満選択事業所の受給権者であつて65歳で資格喪失した場合は最長70歳まで繰り下げることができます。
	一時金	退職時	
年金受取方法	5年・10年・15年・20年の選択制		
運営費用	事務費 (加入者1人当たり 月900円)		

金属事業企業年金基金では、上記確定給付企業年金(DB)のほか、加入者本人が自ら運用しその運用実績が将来の給付原資となる確定拠出年金(DC)を運営しています。DC加入は事業主の任意です。併せて加入をご検討ください。

制度名称	加入者	掛金	給付	支給開始	年金受取方法
確定拠出年金プラン (DC)	DBと同じ	定額口数制 (1500円×口数)	本人の運用実績次第	60歳-70歳の任意のタイミング	DBと同じ

DB制度の年金・一時金のしくみ

掛金の拠出額と利息の合計額に基づいて年金・一時金額が決定

DB制度では、年金額や一時金の算出方法に「キャッシュバランスプラン方式」を導入しています。キャッシュバランスプランとは、掛金拠出額と利息の合計額に基づいて年金や一時金の給付額が決まる制度です。

キャッシュバランスプランの仕組み

● 仮想個人勘定残高

DB制度に加入すると、加入者ごとに「仮想個人口座」が設けられます。加入者の期間、仮想個人口座には、事業主が拠出する掛金と年2.0%の利息の合計が積み立てられていきます。これを「仮想個人勘定残高」といい、将来の年金の原資となります。

● 繰下げ期間

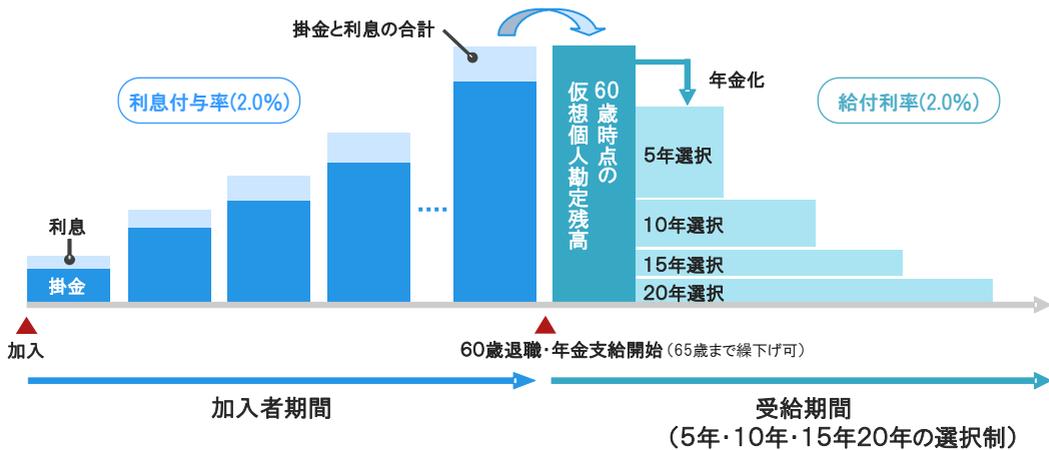
加入上限60歳未満選択事業所の受給権者は最長65歳まで、加入上限65歳未満選択事業所の受給権者は最長70歳までそれぞれ年金の支給開始を繰り下げることができます。当該繰り下げた期間については、仮想個人勘定残高に年2.0%の利息が付与されます。

● 年金額

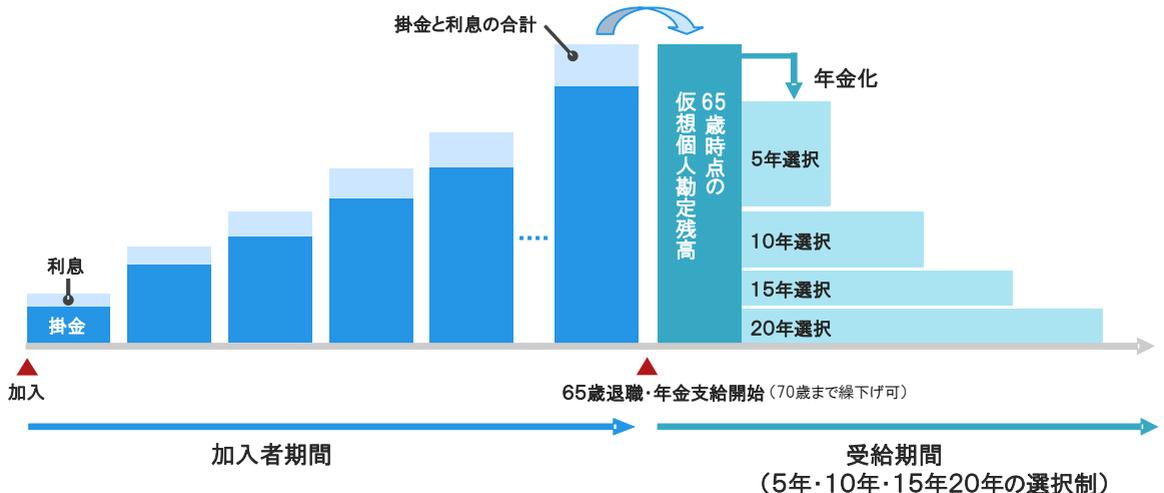
年金額は、給付利率に応じた年2.0%の利息をあらかじめ織り込んで算定されます。

キャッシュバランスプランのイメージ

● 加入上限60歳未満選択事業所のケース



● 加入上限65歳未満選択事業所のケース



■ モデル年金額 [35年間加入]

ご自身のライフプランに応じ受取期間を5年・10年・15年・20年の中から自由に選択できます。

受取期間	2口加入	受取期間	4口加入
5年	378,700円	5年	757,400円
10年	198,800円	10年	397,500円
15年	139,000円	15年	277,900円
20年	109,200円	20年	218,400円

受取期間と年金総額

● 35年間、2口加入

<受取期間>

<年金総額>

20年を選択 約218万円(月額約9,100円)

15年を選択 約208万円(月額約11,600円)

10年を選択 約199万円
(月額約16,600円)

5年を選択 約189万円
(月額約31,600円)

▲60歳(または65歳)

80歳(または85歳)▲

● 35年間、4口加入

<受取期間>

<年金総額>

20年を選択 約437万円(月額約18,200円)

15年を選択 約417万円(月額約23,200円)

10年を選択 約397万円
(月額約33,100円)

5年を選択 約379万円
(月額約63,100円)

▲60歳(または65歳)

80歳(または85歳)▲

■ モデル一時金額

年金の支給要件を満たす方は年金に代えて一時金として受けることもできます。

加入者期間	2口加入	4口加入	加入者期間	2口加入	4口加入
5年	187,400円	374,700円	25年	1,153,100円	2,306,200円
10年	394,200円	788,400円	30年	1,460,500円	2,921,000円
15年	622,600円	1,245,200円	35年	1,799,900円	3,599,700円
20年	874,800円	1,749,500円	40年	2,174,500円	4,349,000円

◆ 加入に必要な手続き ◆

1. 金属事業企業年金基金加入申込書のご提出

加入者の範囲や掛金のコース選択等を記載した加入申込書をご提出ください。

2. 事業主の同意書および被保険者等の同意書のご提出

金属事業企業年金の実施事業所となることについての事業主および被保険者の過半数を代表する者(労働組合がある場合は当該労働組合)の同意書をご提出ください。

3. 厚生年金適用事業所であることが分かる書類のご提出

厚生年金の保険料納入告知額・領収済額通知書の写しをご提出ください。

4. 掛金口座振替依頼書のご提出

◀ 加入手続きの詳細は基金事務局までお問合せください。 ▶